

ポーランド週報

(2023年6月29日～2023年7月19日)

令和5年(2023年)7月21日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 移民に関する国民投票の実施に関する世論調査 緊急事態宣言発令と秋の議会選挙中止の関連性についての報道ぶり 感染脅威宣言発令の停止 移民政策を巡る与野党のやりとり EU移民政策と国民投票の実施を巡るポーランド国内の動向 下院本会議における審議・投票結果概要 週末の各党選挙活動 政府、子どもと高齢者向けの医薬品無償化法案を採択 野党による上院選挙協力を巡る動向 「法と正義」(PiS)党首兼副首相インタビュー記事 EU移民政策に対するポーランド人の評価に関する世論調査 「市民連立」(KO)による下院選挙立候補者名簿作りを巡る動向 ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設立を巡る動向 ワルシャワ市長の今後のキャリアに関する報道 駐ポーランド・米国大使インタビュー記事 憲法法廷、大法廷を開くための判事の人数に関する審理延期を発表 「同盟」に属する議員の反ウクライナ的なコメント 政党別支持率に関する世論調査(CBOS)、与野党の差はわずか1%に 「市民プラットフォーム」(PO)党首、次回反「法と正義」(PiS)政権デモの実施を発表 ラウ外相とフックストラ・オランダ外相との会談 モラヴィエツキ首相の欧州理事会参加 第4回ウクライナの特別法廷に関するコアグループ会合の開催 ラウ外相の英国訪問とパートナーシップ協定の締結 モラヴィエツキ首相とメローニ伊首相との会談 ドゥダ大統領夫妻のリトアニア訪問 EU及びNATO外相に対する対独戦後賠償請求に関する外交文書の送付 ドゥダ大統領によるヴォルウィーニの虐殺80周年記念式典出席 モラヴィエツキ首相のヴォルウィーニの虐殺80周年犠牲者追悼式典参加 岸田内閣総理大臣とモラヴィエツキ首相との会談 ドゥダ大統領とラウ外相のNATO首脳会合参加 ドゥダ大統領・モラヴィエツキ首相と尹錫悦韓国大統領との会談 新編師団隷下部隊の編成開始 ラウ外相のニューヨーク訪問 ブワシュチャク国防大臣の訪米								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

治安等 ベラルーシとの国境に警察官500人派遣へ 水辺での置き引きに関する注意喚起 スパイ行為に関する刑法の修正案を採択 ロシアのスパイ逮捕が15人目に 夏休み中の空き巣被害に関する注意喚起 2023年上半期の交通事故件数 警察による盗聴、通信記録閲覧等の要請件数が減少 自爆テロを計画した少年の逮捕に関する治安当局発表 セスナ機の墜落事故	
経済 7月の金融政策決定会合による基準金利は6.75%の据え置き 外国人労働者に関する労働市場調査 ポーランド国家会計検査院(NIK)による国家財政赤字に対する見解 6月のインフレ率、前年同月比で11.1%と下落 小売業の倒産件数の増加傾向 ポーランドの“メガ空港”計画のデザインコンセプトを発表 新たなポーランドの国家鉄道計画 ポーランドにおけるウクライナ人の個人事業登録は約3万件 PEJの原子力発電所建設に関する基本決定 KGHMによる小型モジュール炉建設の決定 ポーランド政府、国営エネルギー会社からの石炭資産買収提案の概要を発表 8番目の水素バレーの設立 ポーランドが欧州宇宙機関への拠出金を増加	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

政 治	内 政
-----	-----

移民に関する国民投票の実施に関する世論調査【6月29日】

6月29日、ジェチポスポリタ紙は、IBRiSが行った

世論調査によれば、移民に関する国民投票の実施について、約50%が賛成、約47%が反対という結果が出たと報じた。興味深いことに、特定の支持政

党を持たない人々の約53%が国民投票を行うべきだと考えている。ジェチポスポリタ紙は、国民投票の実施によって、与党「法と正義」(PiS)がこのような層に働きかけ、政権を保持し続けるために必要な票を得ることができるかもしれないと分析している。

緊急事態宣言発令と秋の議会選挙中止の関連性についての報道ぶり【6月30日】

6月30日、ジェチポスポリタ紙は、カチンスキ副首相がワグネル・グループのベラルーシ駐留による新たなハイブリッド脅威の可能性が出てきたことに関連してポーランド東部国境の守りを強化すると宣言したことにより、野党の間では、与党が安全保障の文脈で緊急事態宣言を発令するかもしれないとの憶測が広がっていると報じた。緊急事態宣言が発令された場合には秋の議会選挙が延期される可能性が出てくるため、野党は、与党が選挙で負けることを恐れてこのような選択肢を取るかもしれないと考えているようだ。ジェチポスポリタ紙は、ミュレル政府報道官が将来的な緊急事態宣言の発令の可能性を否定していないことを指摘しつつ、PiSが選挙で負けるリスクが大きくなればなるほど、ポーランド・ベラルーシ国境情勢による緊急事態宣言発令の可能性は高くなると分析した。

感染脅威宣言発令の停止【7月1日】

7月1日、コロナ禍に関連して出されていた感染脅威宣言が停止された。感染脅威宣言は、コロナ禍を受けて出されていた感染事態宣言に代わる形で2022年3月16日から発令されていた。

移民政策を巡る野党のやりとり【7月2日】

7月2日、SNSにおいて、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首とモラヴィエツキ首相が移民政策について強く批判し合った。トウスク党首は、フランスで起きていた暴動を「法と正義」(PiS)政権の移民政策に関連させ、PiS政権は主に中東・アフリカ諸国からポーランドにさらに多くの移民が来るような文書の準備を進めていると述べたムービーをSNSに載せた。これに対し、モラヴィエツキ首相は、かつてのPO政権が数万人にも及ぶ不法移民のために国境を開こうとしていたとして、トウスク党首は偽善を述べていると強く非難した。また、カチンスキPiS党首兼副首相は、トウスク党首について「再び精神的な変貌を遂げた」と形容し、トウスク党首がまだ欧州理事会議長であった頃にポーランドが不法移民を受け入れなければ罰金を科すと脅していたことを想起した。移民に関する国民投票の実施は、PiSが世論を完全に二極化させることの助けになると考えられていたが、PiSの予想に反し、トウスク党首はPiSによって移民推進派のレッテルを貼られることを防ぐ形になった。

EU移民政策と国民投票の実施を巡るポーランド国

内の動向【7月3日～6日】

7月3日、モラヴィエツキ首相は、記者会見を開き、政府は秋の議会選挙と同時に移民に関する国民投票を実施する予定であると発表し、具体的にどのような問いを立てるかは追って明らかになると述べた。

7月5日、ジェチポスポリタ紙は、移民に関する国民投票実施の賛成派と移民の強制移転反対派は、主に若年層と特定の支持政党を持たない層の2つのグループから成ると報じた。同紙によれば、これらの2グループは「法と正義」(PiS)に票を投じる可能性は低いものの、野党が国民投票の実施に対して消極的であることを受け、議会選挙でも国民投票でも投票所に行かない可能性が出てくるという。これにより、PiSによって動員された有権者の重要性が増してくるという。

7月6日、モラヴィエツキ首相は、EU移民政策はポーランドの安全保障に対する脅威であるとして、すべての国内政治勢力が本件に関して明確な立場をとるべきであると述べ、移民に関する会合を開き、議会における各会派・グループの代表を招くと発表した。「農民党」(PSL)、「同盟」、「合意」、「クキス'15」の代表は出席したが、「市民プラットフォーム」(PO)、「ポーランド2050」、「左派」は欠席した。シンコフスキ＝ヴェル＝センクEU問題担当大臣は、政府は、移民の移転メカニズムは強制的な性質を持ち、受け入れるべき移民の人数や移民を受け入れない場合に科される罰金の額には変更が生じ得ると説明したと述べた。

7月6日、カチンスキPiS党首兼副首相は、ポーランド国営通信(PAP)のインタビューに応じ、ポーランド政府は不法移民のポーランドへの移転に一貫して反対すると述べた。

下院本会議における審議・投票結果概要【7月7日】

7月6日から7日にかけて、下院で本会議が開かれた。プワシュチャク国防相の不信任決議案については、賛成217票、反対235票で否決された。また、2024年1月1日から子ども手当「800+」を実施する法改正案が可決された。さらに、国民投票法改正案について審議・投票が行われ、国民投票を大統領選挙や議会選挙、欧州議会選挙が行われるのと同時間帯に実施することができる方向で法改正案が可決された。

週末の各党選挙活動【7月8日】

7月8日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、野党議会会派「市民連合」(KO)の一部を成す政党「近代」の党大会にゲストとして参加した。同党首は、移民政策に関する与党「法と正義」(PiS)の情報操作を強く非難した。「近代」は、低税率や、インフレ率に即した税控除などから成る選挙プログラムを発表した。

同日、カチンスキPiS党首兼副首相やモラヴィエツ

キ首相を含むPiSの政治家たちは、プウトウスクで有権者との会合を開いた。カチンスキ党首は、ポーランドがドイツやフィンランドと同じレベルの繁栄を望んでいると語った。

同日、「新左派」の政治家たちは、PiSによる法律違反の事例に関する報告書作りを担う司法・法律委員会の設立を求めていくと発表した。

「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)は、若年層の代表たちと会い、16歳から選挙で投票できるようにすることを求めていくと述べた。

政府、子どもと高齢者向けの医薬品無償化法案を採択【7月10日・13日】

7月10日、政府は、18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者向けの医薬品を無償化する法案を採択した。7月13日、下院は、本会議を開き、ほぼ全会一致で同法案を採択した。現在、75歳以上の高齢者が無償対象となっているが、政府によれば、同法が成立すれば、およそ1,600万人が恩恵を受けることができるという。「法と正義」(PiS)政権は、選挙プログラムとしてこのような取組を進めることを既に発表していた。この制度の対象となる医薬品のリストは、保健大臣によって別途発表される予定である。

野党による上院選挙協力を巡る同動向【7月11日】

7月11日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、早ければ8月中旬には上院選挙における野党協力協定が発表されると報じた。しかし、大都市で誰が立候補するのかを巡っては野党同士の競争が続いているそうであり、10選挙区では未だ合意に至っていないという。「市民プラットフォーム」(PO)は、ワルシャワやクラクフ、グダンスク、ポズナン、ヴロツワフといった主要都市において他の野党が候補に挙がることをよしとしていないという報道が出ている。なお、野党による上院選挙協力協定に締結は、6月か7月には完了するのではないかと以前は考えられていたが、未だ交渉妥結には至っていない。

「法と正義」(PiS)党首兼副首相インタビュー記事【7月11日】

7月11日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首兼副首相は、スーパー・エクスプレスのインタビューに応じ、2024年1月から子ども手当を500ズロチから800ズロチに引き上げることは必要不可欠であり、将来的にはさらに金額が増すことになるであろうと述べた。また、秋の議会選挙後は政府内部での仕事を続けるつもりはないと語り、首相にはなりたくないのであり、そのようなことは考えていないと付言した。

EU移民政策に対するポーランド人の評価に関する世論調査【7月11日】

7月11日、ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、ユナイテッド・サーベイズが行ったEU移民政策に対する

ポーランド人の評価に関する世論調査を発表した。ポーランド人の約44%は欧州委員会を支持したが、約35%はポーランド政府を支持するという結果が出た。なお、野党支持者は欧州委員会を、与党支持者はポーランド政府の側につく傾向が見られ、支持政党が大きな影響を与えていることがわかる。ポーランドはEU非加盟国からの経済移民を受け入れるべきか否かという質問に対しては、40%が賛成、45%が反対と回答した。

「市民連立」(KO)による下院選挙立候補者名簿作りを巡る動向【7月13日】

7月13日、ジェチポスポリタ紙は、野党議会会派「市民連立」(KO)による下院選挙立候補者名簿作りは最終段階に入っており、既にトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首によって各選挙区における上位3名の候補者が挙がっていると報じた。同紙によれば、トウスク党首はグダンスクではなくワルシャワから選挙に出ることになるそうであり、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首と選挙を戦うことになるという。なお、POは、「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)と選挙協力を結ぶことも視野に入れているが、これら2党は、「第3の道」として選挙に臨むと強く確信していると報じられた。

ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設立を巡る動向【7月13日】

7月13日、上院は、本会議を開き、大統領が議会に提出したポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設立に関する法律の改正案を否決した。同改正案は、今後、下院に差し戻され、再度の審議・投票に付されることになる。ジェンニク・ガゼタ・ブラヴナ紙は、与党「法と正義」(PiS)内部には、同委員会とは与党よりも野党の支持者たちを動員する可能性が高いのではないかと懸念が抱かれており、結局のところ委員会が設置されないというシナリオも否定はできないと報じた。

ワルシャワ市長の今後のキャリアに関する報道【7月17日】

7月17日、ジェチポスポリタ紙は、ワルシャワ市のチシャスコフスキ市長が定めている戦略的目標は、秋の議会選挙で出馬することではなく、2025年大統領選挙で勝利を収めることであると報じた。同紙によれば、チシャスコフスキ市長は現在のところキャンパス・ポーランド、ワルシャワ市政、「市民プラットフォーム」(PO)の選挙キャンペーンに対するサポートの3点に集中しており、チシャスコフスキ市長が下院議員や首相候補に挙げられているという話は聞かれないという。

駐ポーランド・米国大使インタビュー記事【7月17日】

7月17日、駐ポーランド・米国大使がジェチポスポリタ紙によるインタビューに応じ、秋の議会選挙において米国はいかなる政治勢力にも味方につくことはない」と述べ、選挙を経て樹立される政権をとるのが誰であっても協力すると付言した。また、同大使は、ポーランド・米国関係は、平等、人権、法の支配、民主主義といった共通の価値観に基づいており、ポーランドが世界で最もダイナミックな経済国の一つとしてのポジションを得ていることは、法の支配なくしてはあり得なかったと強調した。さらに、ポーランド・独関係について問われた同大使は、ロシアによるウクライナ侵略に直面する中で、米国はNATO内部の分裂には興味を持っておらず、ポーランド・独間の対立は、プーチンという一人の人間にとって有益なだけであると強調した。

憲法法院、大法院を開くための判事の人数関する審理延期を発表【7月19日】

7月19日、憲法法院は、大法院を開くために必要な判事の人数を定める憲法法院法に関する審理を行う予定であったものの、下院が意見書を提出していないことを理由に挙げて9月7日まで延期することを発表した。本件は、モラヴィエツキ首相が審理を行うよう要請しているが、もし大法院を開くための判事の人数を減らすことができたならば、憲法法院は欧州復興基金支払いのための鍵を握る最高裁判所法改正案に関する審理を行うことができるようになると考えられている。

「同盟」に属する議員の反ウクライナ的なコメント【7月19日】

7月19日、ジェチポスポリタ紙は、「同盟」のブラウン下院議員が、先週下院において、ポーランドはウ

クライナに対し、ポーランド人の多くの世代に影響を与えた犯罪、損失、破壊に対する補償を求めるべきだと述べたと報じた。同議員は、ヴォルウィーニの虐殺に対する補償を求める特別財団を設立すると発表したという。同紙によれば、非公式には、同議員の反ウクライナ的なコメントは、「同盟」や、選挙を経て「同盟」と連立を組む可能性も否めない「法と正義」(PiS)にとってますます大きな問題となっているようだ。

政党別支持率に関する世論調査(CBOS)、与野党の差はわずか1%に【7月19日】

7月19日、政党別支持率に関してCBOSが行った世論調査が発表された。3月に比べると、「法と正義」(PiS)が得ている支持率は38%から29%に下がり、「市民連立」(KO)は18%から28%に上がり、両党の差は過去4か月の間に20%からわずか1%にまで縮まっている。ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、このような傾向が見られる理由として、トウスクPO党首の選挙ナラティブの優勢さや、PiSが発表した子ども手当「800+」や医薬品無償化、移民に関する国民投票の実施などがもたらした効果の低さを挙げている。なお、有権者の79%が秋の議会選挙で投票に行く」と述べており、これは4年前の前回よりも高い数字である。

「市民プラットフォーム」(PO)党首、次回反「法と正義」(PiS)政権デモの実施を発表【7月19日】

7月19日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、10月1日にワルシャワにおいて「100万人のハートの行進」を実施すると発表した。同党首は、「法と正義」(PiS)政権に反対するすべての人々へ抗議デモに加わるよう呼びかけた。

外交・安全保障

ラウ外相とフックストラ・オランダ外相との会談【6月29日】

6月29日、ウッチにおいて、ラウ外相とフックストラ・オランダ外相との会談と、二国間の専門家協力のためのスキームである第32回ユトレヒト会談が行われた。ユトレヒト会談では、①単一市場、②安全保障、③金融・関税・租税協力、④エネルギー・気候、⑤EU対外政策の5つのワーキング・グループが設けられ、議論が行われた。また、両外相の二国間協議では、オランダ労働市場におけるポーランド人臨時労働者の権利問題、二国間経済協力拡大の可能性、ウクライナに対する継続的支援、ベラルーシ情勢、NATO首脳会合に向けた準備に加えて、中国との関係やEUの戦略的自律などについて議論になった。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会参加【6月29日～30日】

6月29日から30日にかけて、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。同理事会にてモラヴィエツキ首相は、EUの移民政策に対する意見を述べ、EUの安全な国境に関する計画を提案した。同計画には、①EU対外国境警備のための投資(EU予算の増加を含む)、②欧州国境沿岸警備機関改革と厳格な密入国者対策の実施、③EU予算の再編成、④EU域外からの転入者に対する社会給付の削減、⑤非政府組織と密入国者の協力関係を容認しない、という主張が含まれている。これは、EUが6月に決定した移民政策に拒否権を行使する主張であり、EUの安全な国境を堅持すべきというポーランドの姿勢が表れている。また、同会合ではEUの対中政策についても話し合われた。モラヴィエツキ首相は、「対中アプローチを正しいものにする、つまり、中国を尊重すると同時に、中国の台頭がもたらす大きな戦略的・世界的リスクを理解すること、また、ロシアの侵略を支援しないようEU

から中国に警告を発することについて話し合った。これは非常に重要なテーマだった。」と述べた。

第4回ウクライナの特別法廷に関するコアグループ会合の開催【6月30日】

6月30日、ワルシャワにて、ウクライナの特別法廷に関するコアグループ会合が開催された。同会合は、38か国と国際機関からなる会合であり、今次会合ではロシアによるウクライナ侵略に関する法廷の設置が議題となった。

ラウ外相の英国訪問とパートナーシップ協定の締結【7月4日～5日】

7月4日から5日にかけて、ラウ外相は英国を訪問した。英国訪問の目的は、クレバリー外相との協議及び国防大臣らとの四者間協議である。外相会合及び四者間協議のテーマはいずれも広義の政治・安全保障協力であり、また、NATOの課題(ウクライナのNATO加盟プロセス、スウェーデンの加盟など)についても話し合われた。また、両国間のパートナーシップを強化するための協定が締結された。同協定は、2030年までに、そしてそれ以降も、両国間の戦略的パートナーシップ関係を発展させることを目的としている。

モラヴィエツキ首相とメローニ伊首相との会談【7月5日】

7月5日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問中のメローニ伊首相と会談した。会談では、欧州の安全保障に焦点が当てられた。両首相はまた、両国間の経済協力や二国間協力についても話し合った。

ドゥダ大統領夫妻のリトアニア訪問【7月5日】

7月5日、ドゥダ大統領夫妻はリトアニアを訪問した。訪問中、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領やシモニテ・リトアニア首相と安全保障について会談した。また、大統領夫妻は、リトアニア建国記念日の祝賀行事に参加した。

EU及びNATO外相に対する対独戦後賠償請求に関する外交文書の送付【7月7日】

7月7日、ムラレク外務副大臣は、EU及びNATO加盟国の外相、ストルテンベルグNATO事務総長、ボレルEU外務・安全保障政策上級代表に対して、ドイツの犯罪に対する賠償問題が未解決であることに注目し、ポツダム会談で認められた賠償金がポーランド国民に支払われることはなかったと強調する書簡を送付した。

ドゥダ大統領によるヴォルウィーニの虐殺80周年記念式典出席【7月9日】

7月9日、ドゥダ大統領は、ウクライナ・ルーツィクを訪問し、ゼレンスキー大統領と共に、ヴォルウィーニ

の虐殺80周年記念式典に出席した。ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領は、ルーツィクの聖ペトロ・聖パウロ使徒大聖堂で宗教を超えた礼拝に参列した。追悼を捧げた後、ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領は共に、祭壇の前に蠟燭を立てた。ドゥダ大統領は、「ヴォルウィーニのルーツィクにおいて、血の日曜日の記念日に、ゼレンスキー大統領と共に、殺害されたポーランド人に追悼を捧げた。」とツイートした。

モラヴィエツキ首相のヴォルウィーニの虐殺80周年犠牲者追悼式典参加【7月11日】

7月11日、モラヴィエツキ首相は、ウクライナの民族主義者がポーランド市民に対して行ったジェノサイドであるヴォルウィーニの虐殺の犠牲者を追悼するナショナルデーの式典に参加し、無名兵士の墓及び国内軍第27ヴォルウィーニ歩兵師団の記念碑の前に献花を行った。本年は、同虐殺から80周年を迎える。同首相は、「すべての遺骨を発見し、遺骨を最後まで弔うことなくして、ポーランドとウクライナの和解はあり得ない。」と宣言した。

岸田内閣総理大臣とモラヴィエツキ首相との会談【7月11日】

7月11日、ポーランドを訪問した岸田内閣総理大臣は、モラヴィエツキ首相と会談を行った。会談では、ポーランドと日本の二国間問題に話題が及んだ。重要なテーマになったのは、日本からポーランドへの投資と最新技術分野における協力の発展であった。また、安全保障と人道支援の問題についても議論が行われた。

ドゥダ大統領とラウ外相のNATO首脳会合参加【7月11日～12日】

7月11日から12日にかけて、ドゥダ大統領とラウ外相は、ビリニウスで行われたNATO首脳会合に参加した。NATO加盟国は、新たな防衛計画を採択し、緊急事態に対応できる部隊を準備することで集団防衛を強化する決定を下した。また、国防費をGDPの少なくとも2%に引き上げることが約束された。NATO首脳たちは、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会委員長とも会談し、ロシアによるウクライナ侵略に起因する世界的な安全保障構造への挑戦や、世界の主要国間の対立の激化に対応するための今後の進め方について話し合った。

会合終了後、ドゥダ大統領は、ウクライナのNATO加盟に関して、「ウクライナに関する一連の決定は下された。これらがウクライナをNATOに近づけるものであることは間違いない。その中でも最も重要なのは、NATOが加盟行動計画(MAP)の要件を削除したことであり、ウクライナがこのプロセスを経る必要がなくなったことである。つまり、ウクライナはNATO加盟のための時間を節約したのである。」と述べた。

また、フィンランドとスウェーデンのNATO加盟について、「フィンランドは最近NATOに加盟したものの、スウェーデンの問題が残っていた。しかし、トルコの側で決定がなされ、エルドアン大統領は既に、批准書が議会に提出されたと宣言した。これはまぎれもない進展である。我々は、トルコ議会が間もなく、この問題や文書に関して、必要な作業を行い、腰を据えて取り組んでくれることを望んでいる。そして、ハンガリーもこの作業を行い、文字通りごく近い将来、数か月後には、スウェーデンがNATOに全面的に加盟することを期待している。ポーランドの安全保障の観点からは、NATO東方は基本的に重要である。これはNATOにとって大きな強化であり、あえて言えば大きな成功である。」と述べた。

ドゥダ大統領・モラヴィエツキ首相と尹錫悦韓国大統領との会談【7月13日】

7月13日、尹錫悦韓国大統領がポーランドを訪問し、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相と会談を行った。ドゥダ大統領は、尹錫悦韓国大統領との会談後に開かれた記者会見にて、「ポーランド・韓国間の経済協力の発展の見通しは、2022年の両国間の貿易総額が100億米ドルを超えたという記録的な結果が出ていることから明らかに、素晴らしいものである。」と強調した。また、モラヴィエツキ首相との会談では、二国間問題に特別な注意が払われ、ポーランドは、韓国と共に、軍事、最新インフラ、エネルギー分野で緊密に協力していることや、国際問題やポーランド・韓国の文化関係の問題も提起された。

新編師団隷下部隊の編成開始【7月15日】

7月15日、ブワシュチャク国防大臣は、コルノにおいて、新編される第1軍団歩兵師団隷下部隊の編成完結式に出席し、「部隊新編の目的は、侵略者を抑

止することであり、ポーランドのあらゆる土地が防衛されていることを証明することである。」と述べた。最終的にコルノには機械化旅団隷下の大隊が駐屯することになり、新編師団は約3万人以上の兵士を保有してポドラスキエ、マゾヴィエツキエ、ヴァルミンスコ・マズルスキエ、クヤフスコ・ポモルスキエの4県を担当することになる。

ラウ外相のニューヨーク訪問【7月15日～18日】

7月15日から18日まで、ラウ外相はニューヨークを訪問し、ウクライナ情勢に関する国連安全保障理事会及び国連総会の会合に参加した。また、国際刑事裁判所ローマ規程採択25周年を記念する閣僚級行事にも参加した。ニューヨーク訪問中、ラウ外相はグテーレス国連事務総長と会談し、ロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシ情勢に関する問題を議論した。また、2024年から3年間の任期で国連経済社会理事会理事国となるポーランドの優先事項についても話し合った。ラウ外相はまた、エッガー赤十字国際委員会委員長とも会談し、ウクライナでの出来事や同委員会とポーランドの協力について話し合った。

ブワシュチャク国防大臣の訪米【7月18日】

7月18日、米国を訪問中のブワシュチャク国防大臣は、米陸軍第5軍団副司令官の交代式に参加した。ヤブロンスキ少将がヨクス少将から職務を引き継いだ。このような名誉ある補職をポーランド軍将校が引き継ぐのは歴史上2回目であり、同国防大臣は、「ヨクス少将の副司令官としての優れた実績に感謝する。ポーランド軍将校として初めてこの役職に就いて、ポーランドと米国の相互運用性の向上に大きく貢献した。同時にヤブロンスキ少将の就任を祝福する。」と述べた。

治 安 等

ベラルーシとの国境に警察官500人派遣へ【7月2日】

カミンスキ内務大臣は、ベラルーシとの国境警備を強化するため、同国境に500人の警察官を派遣することを明らかにした。既に警備にあたっている国境警備隊と協力する形になるという。

ポーランド政府は、ロシアで武装反乱を起こしたワグネル・グループのブリゴジン氏がベラルーシに入国したとの情報を受け、同社の部隊がベラルーシに移れば安全保障上の脅威になると懸念を示していた。

水辺での置き引きに関する注意喚起【7月6日】

国家警察は、夏休み中に湖や川でレジャーを楽しむ人々が増える中、水辺に置かれたレジャー客の置き引きが増加しているとして、ホームページ上で注意喚起を行った。被害を防ぐための最善策は貴重品を

持ち込まないことであるが、それが困難な場合は、貴重品を防水ケースに入れて携帯したり、グループの誰かが貴重品を管理したりすることを推奨した。泥棒は視界に入る物を短時間で盗む傾向があるため、レジャーシートの下など目に付きづらい場所に貴重品を隠すことも防犯策になるとした。

スパイ行為に関する刑法の修正案を採択【7月7日】

下院は、スパイ行為に関する罰則を規定している刑法の修正案を採択した。修正案では、外国による諜報活動に参加した場合、現行の懲役1年～10年から5年～30年へ拡大される。第三者への情報提供を伴う諜報活動については、現行の懲役3年から懲役8年へ拡大され、最高で終身刑が科されることになる。ポーランドで外国諜報機関の活動を指揮又は組織した場合、現行の懲役5年から懲役10年へ

拡大され、最高で終身刑が科されることになる。諜報活動に参加して破壊行為やテロ行為を行った物には終身刑が科される。

修正案では、偽情報の流布等に関する罰則も導入されており、外国諜報機関のために当該活動を行った者は8年以上の懲役が科されることになる。例えば、ポーランドや其他国家機関に対し、「政治又は経済システムに重大な混乱を生じさせた場合」や「特定の行動をする又はこれを控えるよう扇動した場合」に適用される。

ロシアのスパイ逮捕が15人目に【7月10日】

カミンスキ内務大臣は、ロシア情報機関のためにスパイ活動を行った容疑で1人が逮捕され、関連する捜査で逮捕された人数が累計15人になったことを明らかにした。

容疑者は、2019年にポーランドに来訪し、スパイネットワークの調整者と連絡をとり、軍事施設、港湾等重要インフラの情報を収集し、任務遂行の対価として報酬を受け取っていた。

ポーランド政府は、3月、ロシアのスパイネットワークを摘発し、妨害行為の準備やウクライナへの鉄道路線の監視をおこなったとして9人を逮捕した。6月には、ロシア人のプロアイスホッケー選手をスパイ容疑で逮捕した。

夏休み中の空き巣被害に関する注意喚起【7月10日】

国家警察は、旅行等で自宅を不在にする人々が増える夏休み中は空き巣被害が増加するとして注意喚起を行った。監視カメラといった防犯機器を導入する以外の防犯策としては、家の換気、植物への水やりや郵便受けの手紙回収を信頼できる隣人に依頼したり、自宅に自動照明がある場合は一定時間点灯するよう設定したりするなど、住人がいるような外観を作り出すことが有効であるとした。また、SNS に旅行中であることを投稿するなど、不在であることを公にするのを避けるべきとした。

2023年上半期の交通事故件数等【7月12日】

国家警察交通局は、2023年上半期（1月～6月）の交通事故件数及び死傷者数が去年同期に比べて減少したことを明らかにした。ポーランドの道路における車同士の衝突事故が181,062件から170,828件、その他事故が10,051件から9,413件に

それぞれ減少した。事故による死者は893人から820人、負傷者は11,623人から10,957人にそれぞれ減少した。飲酒運転による事故は688件から554件に減少し、死傷者数も減少した。

今年の事故の原因については、主に、優先権を譲らなかったこと（2,066件）、交通状況に応じた速度調整を誤ったこと（1,821件）である。また、昨年と同様、歩行者が巻き込まれる事故が2,231件（2022年は2,238件）発生し、その半数が横断歩道で発生している。

警察による盗聴、通信記録閲覧等の要請件数が減少【7月13日】

カミンスキ内務大臣は、警察による盗聴や電子メール等通信記録閲覧の要請件数が2021年から2022年にかけて減少したことを明らかにした。統計によると、2022年に9,612件の当該要請が行われたが、2021年より1,300件減少した。さらに、要請に対する検察庁又は裁判所による却下件数は2022年に169件となり、2021年の却下件数から倍増した。2022年に盗聴等で得た情報が訴訟上の証拠となった割合は13.6%で、犯罪捜査における有効性は低いと指摘されている。

自爆テロを計画した少年の逮捕に関する治安当局発表【7月14日】

内務省公安庁（ABW）は、6月中旬に南西部ドルノシロンスク県で、自爆ベルトを製造し、政府関連施設へのテロ攻撃を計画したとして、同県在住の18歳少年を逮捕したことを明らかにした。

少年は、2022年末にイスラム教に改宗し、インターネット上でイスラム過激組織「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の関係者とされる人物と連絡を取る中で次第に過激化したほか、「アルカイダ」の元最高指導者オサマ・ビン・ラディンといったイスラム過激組織指導者を支持していたとされる。

セスナ機の墜落事故【7月17日】

PAP 紙によると、東部マゾヴィエツキエ県フルツィンノでセスナ機が墜落し、パイロット1人を含む5人が死亡、少なくとも7人が負傷した。セスナ機は、悪天候の中で滑走路に着陸しようとしたところ、空港内のハンガーに墜落した。暴風雨のため同シェルターに非難していた数人も事故に巻き込まれた。

経 済

経済政策

7月の金融政策決定会合による基準金利は6.75%の据え置き【7月7日】

金融政策決定会合は7月の会合で、ポーランド中央銀行（NBP）の基準金利を昨年9月の6.75%か

ら据え置いた。新しいNBPの見通しは、2023年3月からの前回と大きな違いはない。NBPのアナリストによると、ポーランドのインフレ率は今年11.9%に達する可能性が高く（これは50%の確率でインフ

レ率が低下する範囲の中間値)、今後2年間は5.3%と3.6%に低下する。NBPの経済見通しは、短期的には3月よりも悪化しているが、長期的には若干改善している。新しい予測によると、ポーランドの実質GDPは、3月時点の0.9%増から今年は0.6%増、今後2年間は2.1%増と3.2%増から2.4%増と3.3%増となる。

mBankのエコノミストは、このインフレ見通しの実現が今年の利下げの根拠となるなら、かなり意外なことだと指摘し、MPCが金融緩和を行うのは2024年下半年に限られると見ている。彼らが指摘するように、2025年の予測に照らし合わせると、インフレ率は平均して依然としてNBP目標からの許容乖離幅(2.5±1%ポイント)の範囲外にある。一方、この予測は固定金利を前提としている。また、まだ施行されていない他の経済政策の変更も考慮していない。つまり、理論的には、子育て給付金を子ども1人当たり500ズロチから800ズロチに引き上げることや、選挙キャンペーンに登場するその他の提案の効果は考慮されていないはずである。NBP自身は以前から、これは物価上昇率を強力に押し上げるものではないとの見解を示しているが、インフレ率が目標値に戻るとの見通しはやや遠のくだろう。

外国人労働者に関する労働市場調査【7月7日】

戦後最後のベビーブーム世代が労働市場から撤退し、新規参加者は大幅に減少している。今後、すでに人手不足に悩まされている企業は、さらに深刻な問題に直面すると言われる。労働移民の数を増や

すことなしには解決できない。ウッチ大学経済社会学部のスカルスキ教授は、ポーランドでは今後数年間、毎年15～20万人の外国人労働者が新たに必要になると述べている。5年以内に、ポーランドでは生粋の労働者の損失を補うために、さらに約100万人の労働移民が必要となる。また、高齢化が進むポーランドが現在の39%の現役世代とポスト現役世代の比率を維持したいのであれば、この流入をさらに増やす必要がある。ZUSの試算では、5年後の2027年までに150万人、2032年までに270万人の外国人労働者を受け入れる必要がある。

ポーランド国家会計検査院(NIK)による国家財政赤字に対する見解【7月17日】

ポーランド議会は連立与党の賛成を得て、昨年の予算執行を承認したが、最高会計検査院(NIK)は1989年以降初めて、予算活動に対して否定的な評価を政府に下した。マリアン・バナシュNIK総裁は議会で、国家予算は国家財政を管理する基本的な行為として機能しなくなっていると主張した。政府が示した昨年の財政赤字は126億ズロチだった。一方、NIKの計算では、実際には1,010億ズロチも多かった。エコノミストは、「与党が国家支出を公式予算外のような基金に押し付けているため、予算外予算がある。政府は2022年の予算執行報告書において、本当の赤字の約12%しか発表していない」と述べている。

マクロ経済動向・統計

6月のインフレ率、前年同月比で11.1%と下落【7月18日】

エネルギー、燃料、食品価格を除いたコア・インフレ率は2023年6月、前年同月比11.1%と、5月の11.5%から鈍化した。これはこの2年間で2回目の低下である。エコノミストたちは、コア・インフレは今後も高水準で推移すると見ている。NBPの目標を明らかに上回る水準でコア・インフレを永続させよう要因として、労働市場の状況を挙げている。ポーランドの人口動態は、ここ数ヶ月の労働者需要の弱まりにもかかわらず、賃金の伸びが依然として急速である。さらに、2023年と2024年には、最低賃金が大幅に引き上げられている(合計で43%増)。

小売業の倒産件数の増加傾向【7月18日】

当地ジェチポスポリタ紙は、与党「法と正義」(PiS)が政権に就いて以来、倒産傾向に歯止めをかけるはずだった日曜取引禁止令や取引税の導入にもかかわらず、9,000近くの食料品店が姿を消していると報じた。この半年で、小売店舗数で測定される小売市場は2,000近く縮小し、前年同期比で0.5%強の減少となった。2023年6月末時点のポーランド市場の店舗数は、食料品店124,900店を含む370,100店であった。年初来、小売業者は4,700店近くの営業を停止しており、2022年からの営業停止全体の80%近くを占めている。このような高い傾向が次の月も続けば、2023年末の営業停止店舗数は1万店近くになり、2022年末に比べて100%近く増加すると言われている。

ポーランド産業動向

ポーランドの“メガ空港”計画のデザインコンセプトを発表【7月6日】

ワルシャワ市とウッチ市の間に建設が計画されている「メガ空港」を含むポーランド交通ハブプロジェクト(STH)を開発するSTH社は、世界的に有名な英

国人建築家ノーマン・フォスターの事務所が作成した複合施設のデザインコンセプトを発表した。同発表の2日前、同社は2028年にオープンを予定している新中央空港の計画の詳細をまとめたマスタープランを発表したところである。Foster + Partners と Buro

Happold によって作成された建築イメージは、空港の旅客ターミナル、主要鉄道駅、乗り換えハブを示している。ホラワSTH政府全権委員は、「世界をリードするデザイナーの参加によって開発されたこの建築は、莫大なビジネスチャンスを創出し、海外からの投資を呼び込み、ポーランドのみならず中東欧全体の経済を活性化させると確信している」と述べた。

政府は、2060年までに少なくとも年間6,500万人の旅客に利用される、世界の主要ハブ空港になることを想定している。パンデミック前の2019年、ヨーロッパの主要ハブ空港であるアムステルダムとフランクフルトの旅客数は、それぞれ7,200万人と7,100万人であった。当該プロジェクトは完成までに数百億ズロチがかかると予想されている。

STH社CEOは、STHは世界へのエアゲートであり、到着する人々にとっては、わが国を初めて体験することになると語った。設計では、航空、鉄道、道路などあらゆる交通手段で発着する乗客のための乗り換えスペースとして機能する中央吹き抜けのメインアトリウムを持つ空港を想定している。「私たちのデザインは乗客に焦点を当てています」とフォスター・パートナーズのスタジオ責任者、グラント・ブルッカーは述べている。「私たちの野心は、旅行体験を向上させるアクセシブルな建物を作ることであり、私たちは、新中央空港がポーランドの人々の移動手段を完全に換え、ヨーロッパとその他の国々への新たなゲートウェイになると信じている」と彼は付け加えた。

残りの設計には、40万平方メートルの空港旅客ターミナルと、12本の線路に6つの地下プラットフォームからなる鉄道駅が含まれる。新中央空港はまた、バスターミナル、ホテル、オフィス、その他の商業施設からなるエアポート・シティと呼ばれるエリアも含む予定である。4日に発表されたプロジェクトの基本計画には、2040年までに4,000万人、2060年までに6,500万人の利用者を見込んでいる。当初は約40%が乗り継ぎ客で、その後45~50%まで増加すると予想されている。空港には2本の滑走路が設置され、3本目が増設される可能性もある。

新中央空港はワルシャワとウッチと高速鉄道で結ばれ、利用客の約40%がこの鉄道を利用して到着すると同社は予測している。半数は車かタクシー（ワルシャワからの所要時間は現在約45分）で、残りはバスとなる。新中央空港が開港すると、ワルシャワの現在の主要空港であるシヨパン空港は、2019年には約1,900万人の旅客に利用されたが、民間交通のために閉鎖される予定である。

新たなポーランドの国家鉄道計画【7月18日】

エネルギー・環境

PEJの原子力発電所建設に関する基本決定【7月13日】

気候・環境省は、ルビャトヴォ・コパリノでの原子

今夏、政府は2030年までの新たな800億ズロチの鉄道近代化プログラムを採択する見込みである。ポーランド国鉄グループのPKP PLK社は、2016年から2023年までの国家鉄道計画(KPK)を完了しつつあり、これまで790億ズロチ相当の投資計画のうち640億ズロチが投入された。この間、時速160kmに対応する鉄道路線は2,811kmから3,750kmに増加し、最近ではワルシャワ・ラドム間とワルシャワ・ブリン間が整備された。その他の路線、とりわけボズナナー・ワルシャワ間の整備は大幅に遅れており、2020年完了予定であったところ今年末に完了する見込みである。

PKP PLK社は、ワルシャワ中央駅の状況を改善するため、ワルシャワ横断鉄道の近代化に向けて準備を進め、ワルシャワ・グダンスカ駅の重要性をさらに高める。ワルシャワ郊外には、時速40km以下の路線がまだ数多く残っており、その総延長は3,434kmで、鉄道網全体の18%近くを占めている。また、ポーランドでは貨物列車の平均営業速度が時速32kmと低い（欧州の平均は時速約45km）。2030年までの新国家鉄道計画は、所要時間のさらなる短縮を可能にするものであり、大部分が現行のKPKを引き継ぐ。

メルヘル PKP PLK 社長によると、今後数年間、同社は鉄道路線の電化にも力を入れる。現在、12,000kmを超える路線を電化しており、2030年までには、2,000km近く延長される予定。また、7年後には主要鉄道路線に周期的な時刻表を導入することを望んでおり、周期的な時刻表が導入されれば、特定の路線の列車が1~2時間ごとに一定の間隔で出発することとなり、出発時刻を覚えやすくなる。

ポーランドにおけるウクライナ人の個人事業登録は約3万件【7月19日】

2023年上半年期にポーランドで新規登録されたウクライナ企業は13,900件で、同期間に設立された企業のほぼ10社に1社がウクライナ企業であり、これは2022年に経済活動に関する中央登記情報(CEIDG)に新規登録されたウクライナ企業の87%に相当する。ウクライナ侵略開始後から2023年6月末までにCEIDGに登録された個人事業は29,400件で、そのほとんどが建設、IT、サービス部門であった。ポーランド経済研究所(PIE)の専門家によると、ポーランドにおけるウクライナ企業の起業率は減速しておらず、侵略開始後の急成長とは言えないとコメントした。2022年には、ウクライナ人が約16,000の個人事業を立ち上げており、これは同年にポーランドで設立された全企業の6%に相当する。

力発電所建設に関する基本決定を下した。これは、この投資に対する政治的支持を表明し、公共の利益と国の政策に沿ったものであることを確認するもので

ある。ポーランド国営原子力発電会社PEJは、4月13日にこの決定を申請し、3ブロック発電所の容量(3,750MW)、耐用年数(約60年)、AP1000型炉の技術に関する説明を提出した。これはポーランドで初めての原子炉建設に関する基本的な決定である。次のステップでは、おそらく年末までに、PEJは環境に関する決定を下し、次に立地に関する決定を下さなければならない。

KGHMによる小型モジュール炉建設の決定【7月14日】

14日、サシン国有財産大臣はツイッターで、ポーランド国営精銅採掘会社KGHMによる小型モジュール炉(SMR)建設が承認されたと明らかにした。この決定は、SMR投資プロセスの過程に不可欠で、更なる行政許可や決定を申請するための前提条件となる。これは、同社にとって77MWのSMR6基で構成される原子力発電所を建設するための最初の重要なステップとなる。2022年、同社はSMR技術を提供する米国のNuScale Power社とSMR開発の準備作業に関する契約を締結し、当時最初の原子炉は2029年に稼働する見込みと述べていた。

なお、KGHMは、韓国の建設・エンジニアリング会社であるサムスンC&T社と低排出ガス・ゼロエミッション技術の導入に関する協力協定を締結したと発表している、両社はポーランド内外において、再生可能エネルギーや脱炭素化、建設・開発分野での提携を検討している。

ポーランド政府、国営エネルギー会社からの石炭資産買収提案の概要を発表【7月17日】

国有財産省は、国営エネルギー企業 PGE、Tauron、Enea、Energa 4社に数十億ズロチを支払い、石炭資産を買い取ることを提案している。この動きは、石炭使用を徐々に縮小し、他のエネルギー企業がより低排出ガス源の開発に集中できるようにするため、新しい独立した事業体を設立するプロセスの一環である。この提案では、購入価格と債務決済メカニズムが概説されており、今後さらに交渉が行われる。

Enea は、Enea Wytwarzanie(ポーランド最大の無煙炭・瀝青炭・亜瀝青炭発電会社)の株式約25億ズロチ(5億6,000万ユーロ)と、Enea Elektrownia Połaniec(石炭発電所)の株式6億3,200万ズロチを取得する。また、国庫は、子会社が Enea 社に負っている債務24億ズロチの70%までを保証する。PGE には8億4,900万ズロチ、Energa には1億5,300万ズロチ、Tauron には1ズロチが提案されている。PGE と Tauron は、子会社が負っている負債に関する取引も提案されている。

国有財産省は、金曜日に行われた申し出は、昨年政府によって承認された国家エネルギー安全保障庁(NABE)の設立における「最終段階」の一部であると指摘している。NABEは、国営エネルギー企業

の石炭資産を管理するために設立され、その結果、これらの企業は、よりクリーンなエネルギーへの投資のための資金をより容易に得ることができるようになると考えられている。ポーランドは現在でも電力の約70%を石炭から生産しており、その割合はEUの中で断トツに高い。政府は、しばらくの間は石炭が主要なエネルギー源であり続けると見ているが、2040年までに発電量の4分の3を占める再生可能エネルギーと原子力に移行するための措置を講じている。

同省は「NABEは変革の過程でエネルギー安全保障を保証する」と述べつつ、EUの気候変動政策の結果、「金融機関は石炭資産を持つ事業体への融資を制限している」と指摘した。

PGE 社のCEOであるヴォイチェフ・ドブロウスキ氏は、「ポーランドのエネルギー転換のリーダーとして、我々が設定した戦略的方向性に沿った投資への資金調達」を支援する同省の提案を歓迎すると述べた。提案の対象となった国営エネルギー企業4社の株価は早速上昇した。Enea が30%、Tauron が24.7%、PGE が20%、Energa が4%である。

政府と国営エネルギー企業によって策定されている計画では、ポーランド初の原子力発電所が2033年までに稼働し、その後さらに2つの原子力発電所が建設される予定である。

また、多くの国営企業や民間企業が、いわゆる小型モジュール炉(SMR)を立ち上げて原子力エネルギーを生産する計画を策定している。

ポーランドでは近年、自然エネルギー、特に太陽光発電が急速に拡大している。政府と国営エネルギー企業は、今後数年間、洋上および陸上風力発電の開発も計画している。

8番目の水素バレーの設立【7月18日】

ポーランドで8番目の水素バレーがコジェニツェに設立された。この中央水素バレーは、国、科学機関、ENEA グループを含む企業が主導し、ウツキエ県、マゾヴィエツキエ県、シフィエントクシスキエ県で運営され、電気を水素に変換する電解槽の建設から始まり、水素の貯蔵、水素を利用した発電に至るまで、新しい燃料の製造と利用の全過程をカバーする包括的なプロジェクトである。プロジェクトの基盤となる重要な資産は、コジェニツェ発電所で、ガス蒸気装置の建設が始まっており、低排出水素の利用に向けた準備を行う予定である。モスクファ気候・環境大臣は、同水素バレーにおける水素燃料のもうひとつの重要な消費者は、製造プロセスで消費するセラミックス産業であり、キエルツェやラドムのような大都市中心部や新中央空港付近の交通機関の脱炭素化のニーズについても言及する価値があると述べた。

ポーランドには既に7つの水素バレーがドルノ・シロンスキエ県、マゾヴィエツキエ県、ポドカルパツキエ県、シロンスキエ県、マウオ・ポルスキエ県、ポモルスキエ県、ヴィエルコ・ポルスキエ県、西ポモルス

キエフ県に設立され、キエフツェを拠点とする水素クラスタがある。これらには、Azoty、KGHM、Orlen、

Polenergia、ZE PAK などの資本グループが参加している。

科学技術

ポーランドが欧州宇宙機関への拠出金を増加【7月4日】

ポーランド宇宙機関(POLSA)が発表した報告書によると、ポーランドは欧州宇宙機関(ESA)への拠出金を増額した。ESAに割り当てられた資金は、技術開発や競争力のある製品・サービスの創造を可能にし、ポーランドの産業に大きな利益をもたらすとしている。

拠出金の拡大は、ポーランドのESAプログラムへの参加、国際宇宙ステーションにおける研究へのアクセス、ポーランドの観測衛星の建設、ESAにおけるポーランド人のインターンシップを支援することとなる。今回の決定は2017年に採択されたポーランドの宇宙戦略に沿ったもので、欧州市場におけるポーランドの宇宙分野の成長を促進することを目的としている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情

報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

〔お知らせ〕大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】

ポズナń国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日(金)～11月26日(日)】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館にて、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細: <https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)